

令和5年第10回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年10月10日(火) 午前9時30分
- 2 開催場所 那珂市役所 5階 501～503会議室
- 3 議案 別添のとおり
- 4 出席委員
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 水野 一男 | 2番 | 檜山 眞弓 | 3番 | 青山 政弘 |
| 4番 | 飯田 士朗 | 5番 | 大曾根 栄 | 6番 | 鈴木 久夫 |
| 7番 | 助川 操 | 8番 | 福田 和一 | 9番 | 宮田 幸男 |
| 10番 | 石崎 甲一 | 11番 | 佐川 茂 | 12番 | 峯島 勝則 |
| 13番 | 内田 和幸 | 14番 | 海野 浩行 | 15番 | 綿引 桂太 |
| 16番 | 大森 龍一 | 17番 | 會澤 留美 | 18番 | 鈴木 洋 |
| 19番 | 根本 衛 | | | | |
- 5 欠席委員 なし
- 6 議事録署名人 8番 福田 和一 委員
9番 宮田 幸男 委員

議長 ただ今より、令和5年第10回農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は19名です。委員の過半が出席でございますので、本委員会
は成立いたします。

議事録署名人は 8番 福田 和一 委員
9番 宮田 幸男 委員
のお二人にお願いいたします。

議長 それでは、議案の審議に入ります。
本日の議案は、議案第1号から第3号まで、一括上程いたします。

議長 議案第1号は、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可につ
いてです。これは、当委員会でも可否の決定をするものです。
事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第1号の説明)
いずれの案件も、農地法第3条第2項各号の全部効率利用要件、農作業
の常時従事要件及び地域調和要件に適合しており、許可要件の全てを満た

しているものと思料いたしました。

議 長 　ただいま説明のありました2件について、ご意見をお伺いします。

16番 　2番ですが、81歳の方が新しく始めるということですが、農業機械等はあるのか。

事務局 　農業機械としてはトラクター1台を所有しており、申請地の隣に事務所を有してしまっていてそこにトラクターがあると伺っています。耕作については息子と一緒に耕作するという計画になっています。

16番 　耕作面積0ということは全くやっていなかったということですね。

事務局 　申請地に関しては、実際には相対で譲受人が耕作している状況です。

6番 　同じく2番で譲受け理由が農業を始めるためとなっていますが、きっかけとかはあったんですか。

事務局 　申請地については相対で借りていたんですが、譲渡し人が耕作できないということで、正式に贈与を受けて耕作すると伺っております。

6番 　規模拡大する予定はあるんですか。

事務局 　規模拡大もあるかもしれませんが、相対でやっていたので正式に権利設定をして息子さんと耕作したいということです。

18番 　1番の件ですが、17㎡の三角地が今回の申請地になるんですが、なぜこんな小さな農地が残っているのか事情が分かればおしえてください。

事務局 　登記簿からいうと昭和43年から45年にかけて換地処分でこの地番ができております。当時は譲渡し人が隣地に山林を所有されていた関係で農地が残っていて、国土調査によって現在の面積になったようです。

18番 　そうしますと耕地整理で道路の反対側をやった関係でこの小さな土地が残ったということですか。

事務局 　そういう風に考えられます。

議 長 　他になければ、議案第1号について許可することに賛成の方は挙手をお

願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、議案第1号につきましては、すべて許可と決定いたします。

議 長 議案第2号は、農地法第5条の規定による転用を伴う権利の設定、移転の許可についてです。今回の案件につきましては、すべて30アール未満のため、当委員会で可否の決定を行います。
事務局の説明を求めます。

(議案第2号の説明)

議 長 ただ今、説明のありました3件について、ご意見をお伺いします。

6 番 2番ですが、隣の畑との高低差が50cmぐらいあるので、しっかりと土留めをやるように指導してもらいたい。

事務局 事業計画の中でブロック3段積みで土留めを行い隣接農地に影響が出ないようにするという計画をもらっています。

議 長 他にご意見がなければ議案第2号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員ですので、議案第2号について、すべて許可と決定いたします。

議 長 議案第3号につきましては、農政課からの説明になりますので、報告事項のあと、休憩をとってから審議したいと思います。

議 長 報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第3条の規定による農地の権利移動の届出の専決処分について、1件ありました。

報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の専決処分について、8件ありました。

報告第3号 制限除外の農地の移動届出の専決処分について、3件ありました。

議 長 それでは、暫時休憩いたします。
再開は9時55分からとします。

(休 憩)

議 長 再開いたします。
議案第3号 農地中間管理事業 農用地利用集積計画（一括方式）については、農政課より説明を求めます。

農政課 (議案第3号の説明)

議 長 農政課より説明のありました件について、議席番号7番助川操委員、議席番号10番石崎甲一委員が自己に関係する案件であることから、那珂市農業委員会会議規則第11条により議事に参与することができませんので、一時退席をお願いします。

(関係委員退席)

議 長 それでは、まず退席委員該当案件についてのみご意見ををお願いします。

14番 芋助さんがかなり多いんですが、これは新規ですか利用権からの変更ですか。

農政課 基本的には新規とお伺いしております。

議 長 他にないようですので、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、退席委員該当案件については、承認と決定します。

(関係委員着席)

議 長 続きまして、事務局より説明のありましたその他の案件についてご意見ををお願いします。

議 長 確認ですが、10年を超えているものもあるんですが、この辺はどう考えていますか。

農政課 10年と2か月になっていますが、中間管理機構に関しましては10年以上が設定できることになっていますので、10年ぴったりでなくても設定できることになっています。

6 番 10年3か月でも10年4か月でもいいんですか。

農政課 設定期間は中間管理機構から1か月単位で設定して差し支えないと伺っていますので、かまわないんですが、こちらからは管理がしやすいよう利用権と同じで最後が12月31日、3月31日になるように案内しています。10年以上20年までは設定できます。

議 長 他にご意見が無いようですので、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、議案第3号については、承認することに決定いたします。

議 長 以上で、本日の議案は、すべて終了いたしました。
これをもって、令和5年第10回農業委員会総会を閉会いたします。

閉 会 10時10分